

農業資材審議会議事規則

平成十三年三月二十一日
農業資材審議会決定

(総則)

第一条 農業資材審議会（以下「審議会」という。）の運営については、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会

長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

2 会長は、議事録又は議事要旨を公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議事録及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

（臨時委員）

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（専門委員）

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べ

るものとする。

（意見の陳述）

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（分科会及び部会）

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

（分科会の議決）

第九条 分科会の議決は、審議会の議決とみなす。

（小委員会）

第十条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。